

↳ 領収書がない場合の仕入税額控除

Q : 当社は、A社から事務所を借りています。賃料は毎月指定日に口座振込で支払い、請求書や領収証は発行されないことになっています。このため、消費税の仕入税額控除の要件である請求書等の保存ができないのですが、要件を満たすにはどうすればよろしいですか？

A : 振込金受取書等を建物賃貸借契約書とともに保存することで仕入税額控除の要件を満たすことになります。

【解説】

消費税の仕入税額控除を受けるには、次の事項を記載した「請求書等」を保存しなければなりません。

- ①書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- ④課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称

ご質問のように、契約に基づきその支払いを口座振込する場合、請求書や領収証が発行されないことが多いのですが、この場合には、口座振込をした際の振込金受取書をその振込にかかる契約書とともに保存しておけば「請求書等」を保存していることとされています。したがって、仕入税額控除の要件を満たすには、これらの書類を課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存しておかなければなりません。

